

# 改正漁業法

令和元年7月 水産庁栽培養殖課長 藤田仁司

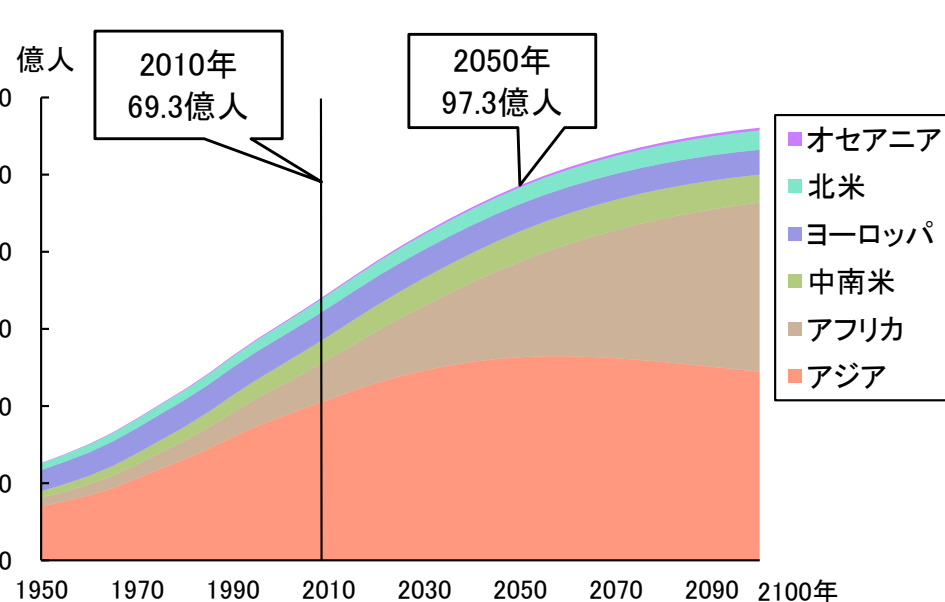
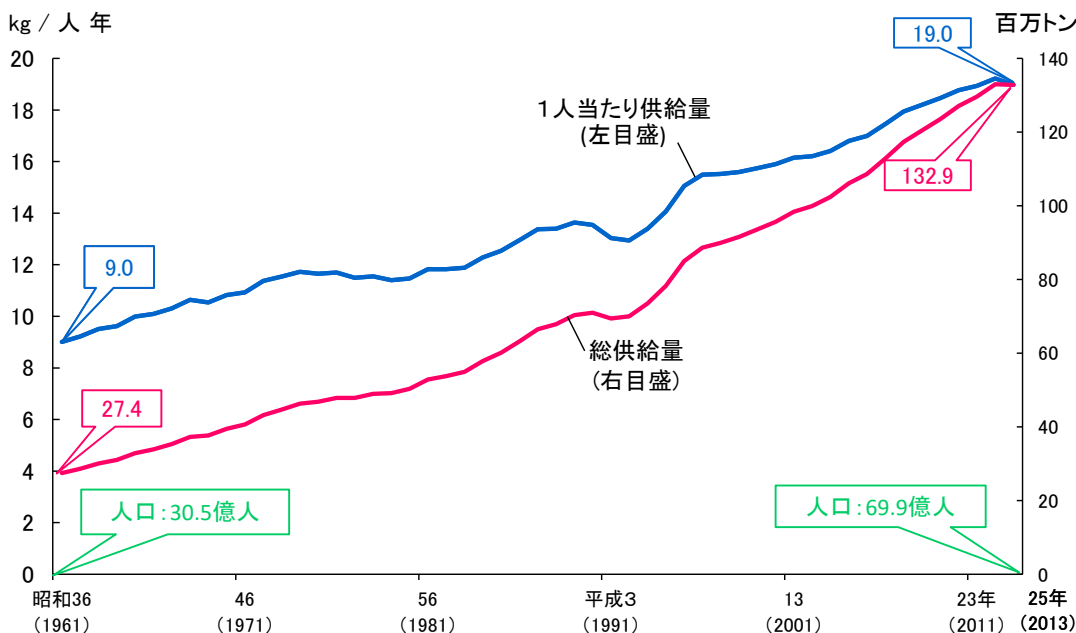
|                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 世界の中の日本の漁業      | 1  |
| 2. 我が国周辺水域の現状      | 3  |
| 3. 我が国の漁業生産と資源管理   | 5  |
| 4. 漁村の活性化          | 7  |
| 5. 水産政策の改革の全体像     | 8  |
| 6. 水産政策の改革(資源管理)   | 9  |
| 7. 水産政策の改革(漁業許可)   | 11 |
| 8. 水産政策の改革(海面利用制度) | 13 |

# 1. 世界の中の日本の漁業① 〈高まる世界の水産物需要〉

- 欧米での健康志向の高まりや、中国等の経済発展により、世界の食用水産物消費量は、年々増加。世界の1人当たり年間水産物供給量(※)は、約50年間で2倍に増加。
- 国連の予測によれば2040年の世界の人口は92億人と、2010年の69億人から3割増加するとされており、世界の水産物の総需要量は、今後も増加していくことが見込まれる。

## 世界の1人当たりの食用魚介類供給量の推移

## 世界の人口の推移と将来予測



資料:FAO「Food balance sheets」及び農林水産省「食料需給表」、  
「漁業・養殖業生産統計年報」

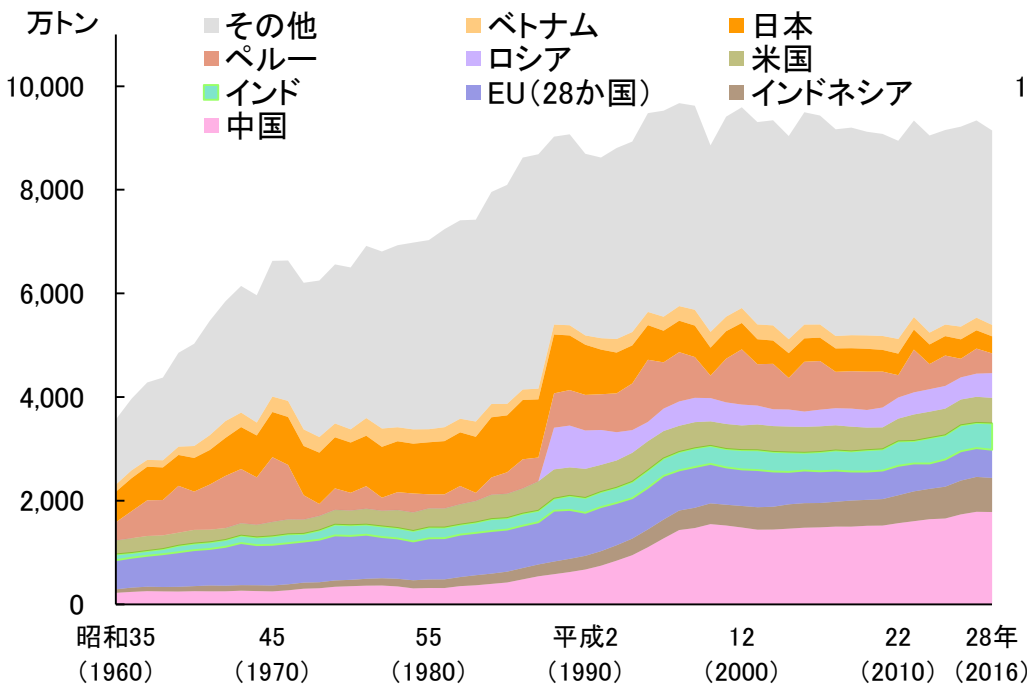
資料:United Nations「World Population Prospects」

※ 国連食糧農業機関(FAO)は、国内生産量、輸入量、在庫の増減等から各国の「食用魚介類国内供給量」を算出。この値は、各国の国内消費量に近似している。

# 1. 世界の中の日本の漁業② 〈世界の漁業・養殖業の状況〉

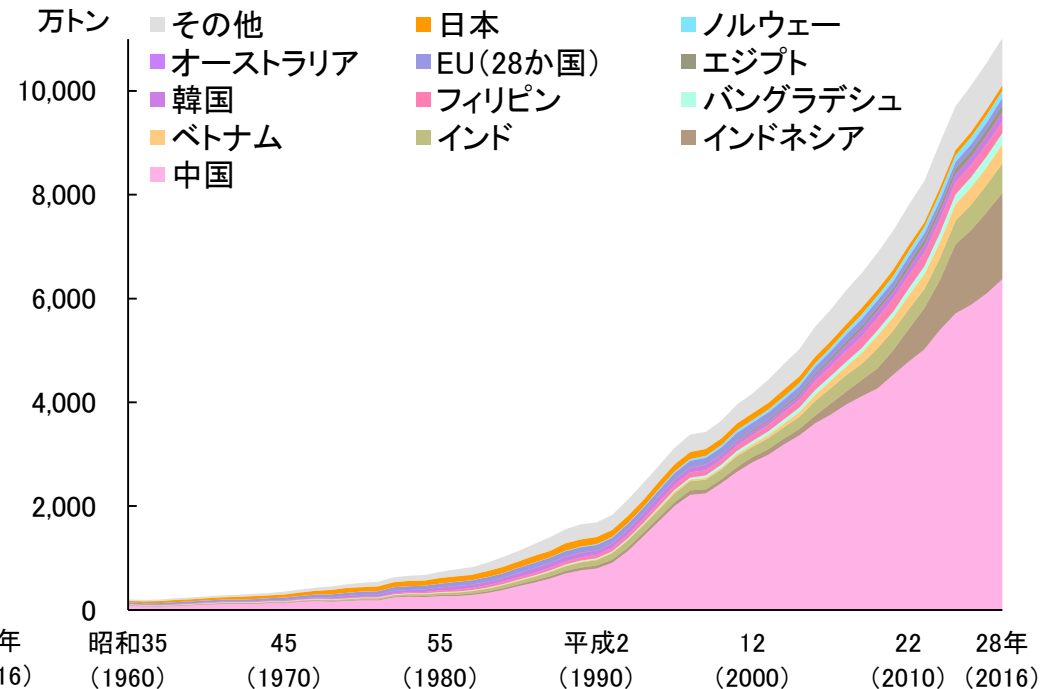
- 平成28(2016)年の世界の漁業生産量は、9,203万トン。増産の余地のある海洋生物資源が減少し、世界の海面漁業生産量は頭打ち。
- 平成28(2016)年の世界の養殖業生産量は、1億1,021万トン。養殖生産量は増大を続けているが、中長期的にみると、養殖適地に限りがあることなどの制限要因により、生産量の増大にも限界がある可能性。

国別世界の漁業生産量の推移



資料:FAO「Fishstat(Capture production 1960-2016)」及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

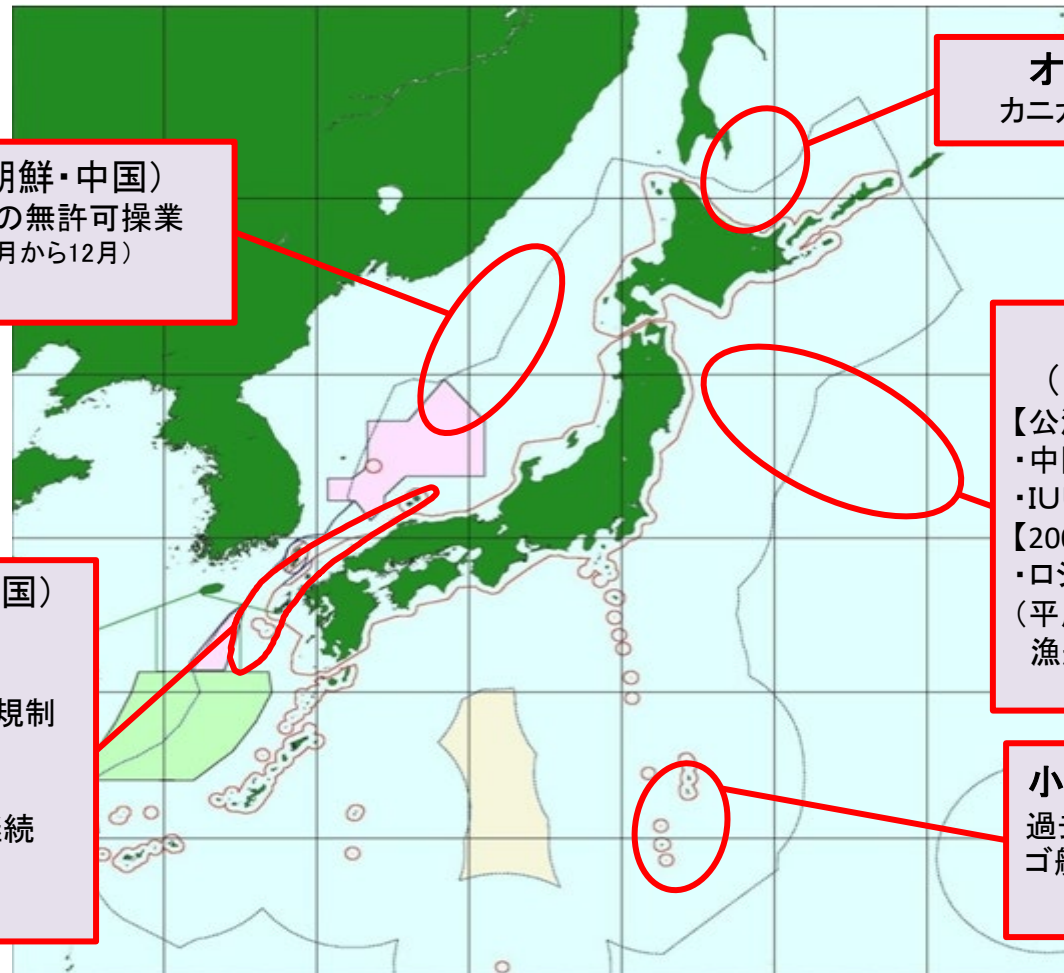
国別世界の養殖業生産量の推移



資料:FAO「Fishstat(Aquaculture production 1960-2016)」及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

## 2. 我が国周辺水域の現状①

- 日本の周辺水域において外国漁船の操業が活発化。
- 日韓暫定水域や日中暫定措置水域をはじめとして、多くの水域でEEZの境界線が未確定。
- 関係国と共通して利用する資源については、国際的な枠組みを通じた資源管理の徹底と、漁業取締体制の強化が必要。



## 2. 我が国周辺水域の現状② 〈日本海大和堆周辺での外国漁船の対応〉

- 電子掲示板等の退去警告に従わない漁船に対しては、放水を使用した退去措置を実施。厳しい対応により、我が国排他的経済水域から排除してきた。
- 平成30年、水産庁は、延べ 5,315隻に対して退去警告を行い、うち 2,058隻に対し放水措置を実施した。（平成29年は退去警告延べ 5,191隻）

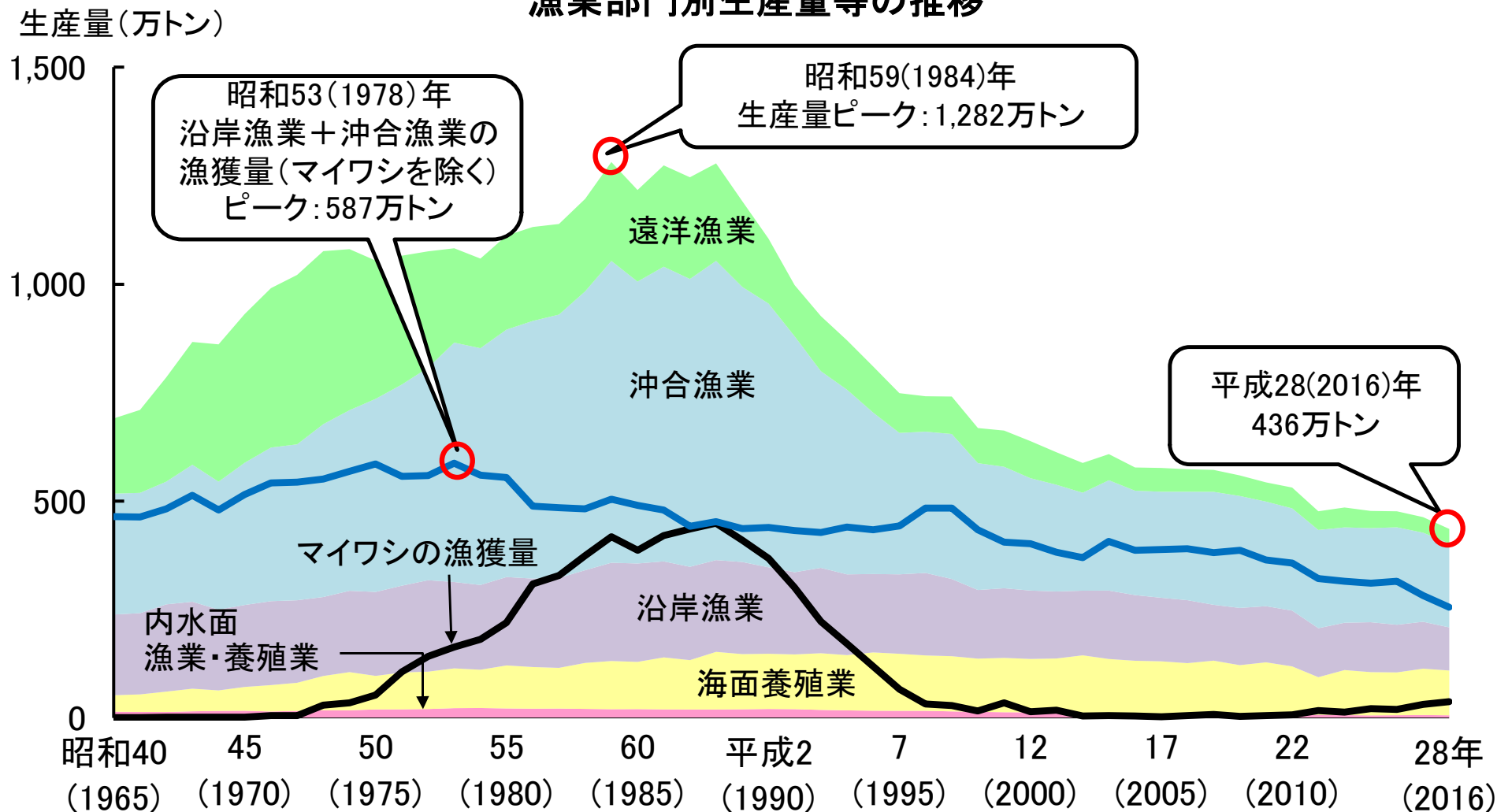
〈平成30年、大和堆における放水の様子〉



### 3. 我が国の漁業生産と資源管理①<漁業生産量の推移>

●平成28年の我が国の漁業・養殖業生産量は436万トンで、対前年比27万トン(6%)減。

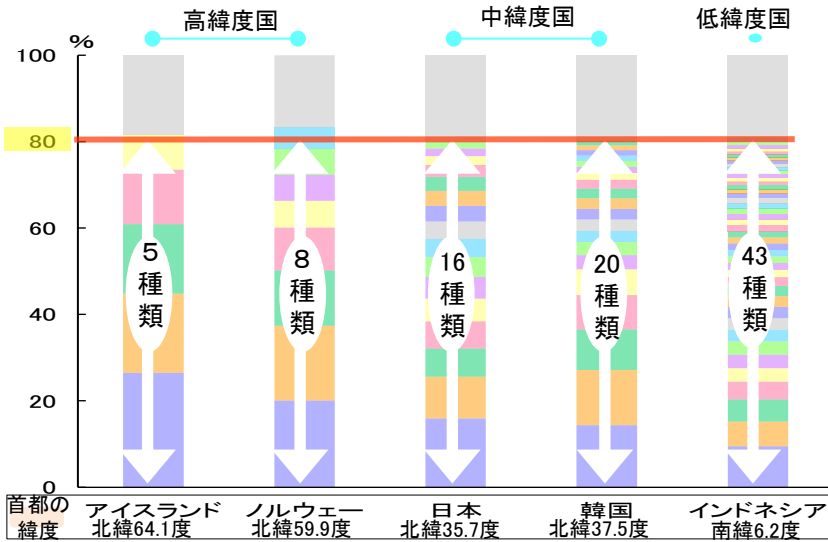
#### 漁業部門別生産量等の推移



### 3. 我が国の漁業生産と資源管理②<日本の漁業管理の特徴>

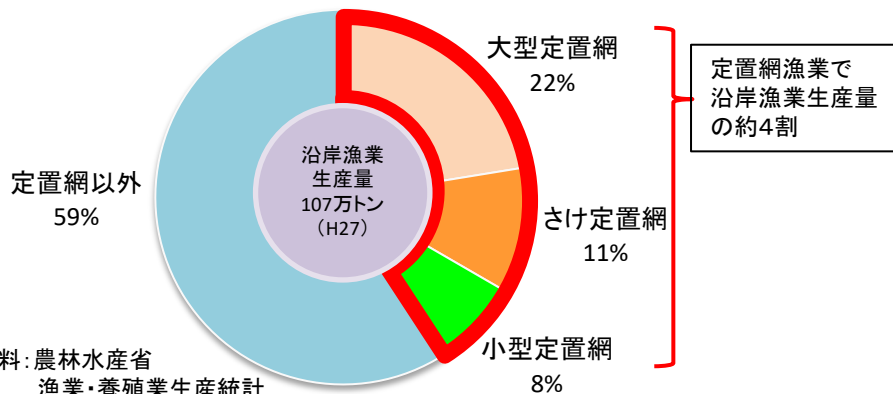
- 我が国周辺水域は、世界の海の中で魚種の多様性が極めて高い海域。このような海域特性の下で古くから営まれてきた日本の漁業は、諸外国に比べ漁業者数及び漁船数が極めて多く、小型漁船の割合も極めて高いという特徴。また、我が国においては魚種選択性の低い漁法である定置網が主要漁業であるという特徴。

全漁獲量の8割を占める魚種数の比較(平成27年)



資料:FAO「Fishstat (Capture Production)」

我が国沿岸漁業に占める定置網漁業の割合(平成27年)



資料:農林水産省 漁業・養殖業生産統計

各国の漁業の構造

| 国名       | 漁業者(人)   | 漁船数(隻)  | 25トン以下の漁船比率 |
|----------|----------|---------|-------------|
| アイスランド   | 6,300    | 826     | 0.63        |
| ノルウェー    | 22,916   | 8,664   | 0.89        |
| デンマーク    | 4,792    | 4,285   | 0.86        |
| イギリス     | 19,044   | 9,562   | 0.82        |
| フランス     | 26,113   | 6,586   | 0.78        |
| カナダ      | 84,775   | 18,280  | 0.74        |
| ニュージーランド | 2,227    | 1,375   | 0.74        |
| スペイン     | 75,434   | 15,243  | 0.76        |
| アメリカ     | 約290,000 | 27,200  | 0.53        |
| 韓国       | 180,649  | 50,398  | 0.90        |
| 日本       | 278,200  | 219,466 | 0.98        |
| オーストラリア  | 13,500   | 約5,000  | N. A.       |

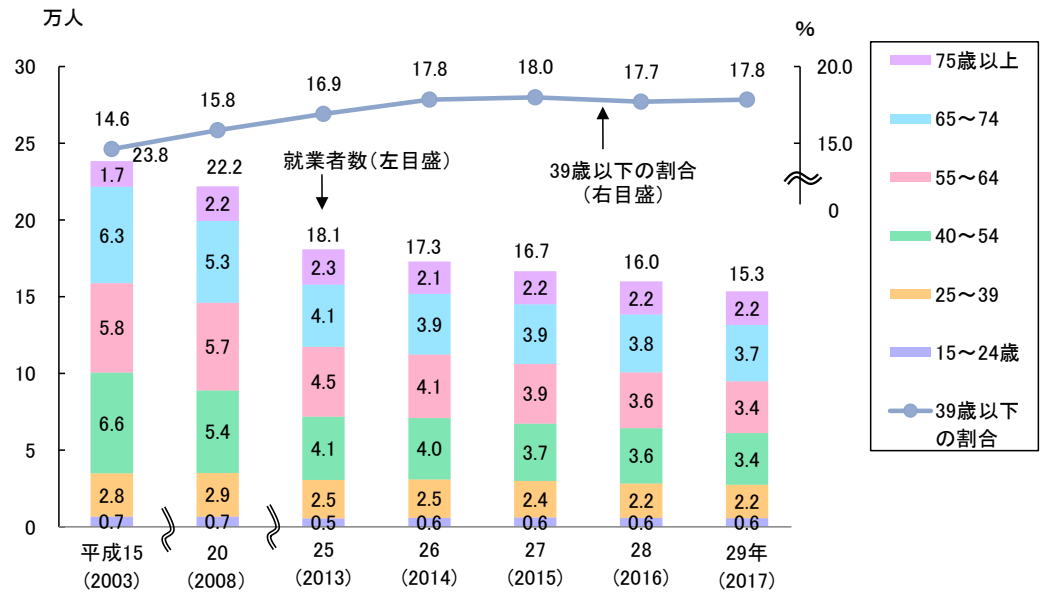
資料:(独)水産総合研究センター牧野光琢 「日本漁業の制度分析 漁業管理と生態系保全」(2013)に基づき水産庁で作成

# 4. 漁村の活性化〈漁業者数の減少と漁船の高船齢化〉

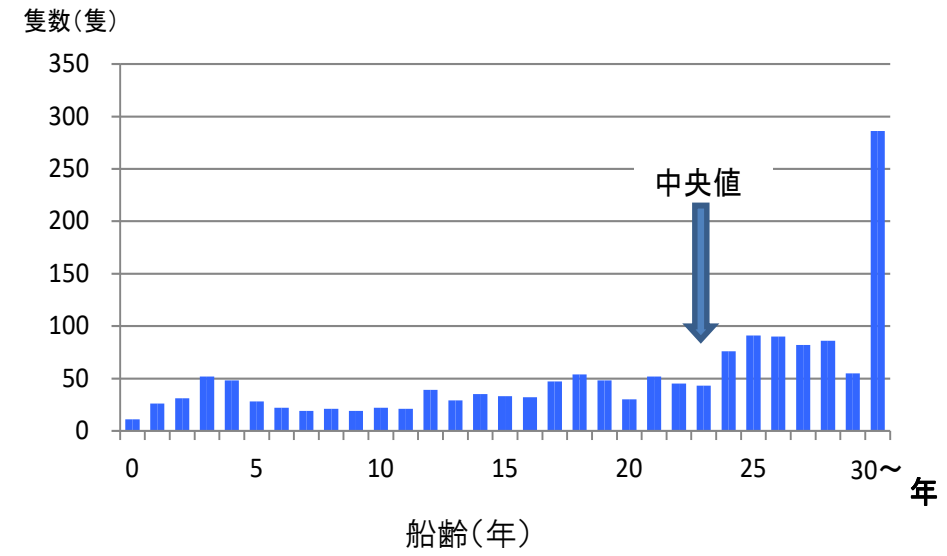
- 漁業就業者数は平成29年で約15.3万人であり、新規就業者数は平成29年で1,927人。
- 指定漁業(捕鯨業を除く。)では、21年以上経過している漁船が半数以上と高船齢化が進展。生産性の低下やメンテナンス経費の増大、安全性の低下が懸念。



漁業就業者の推移



漁船についても高船齢化が進行



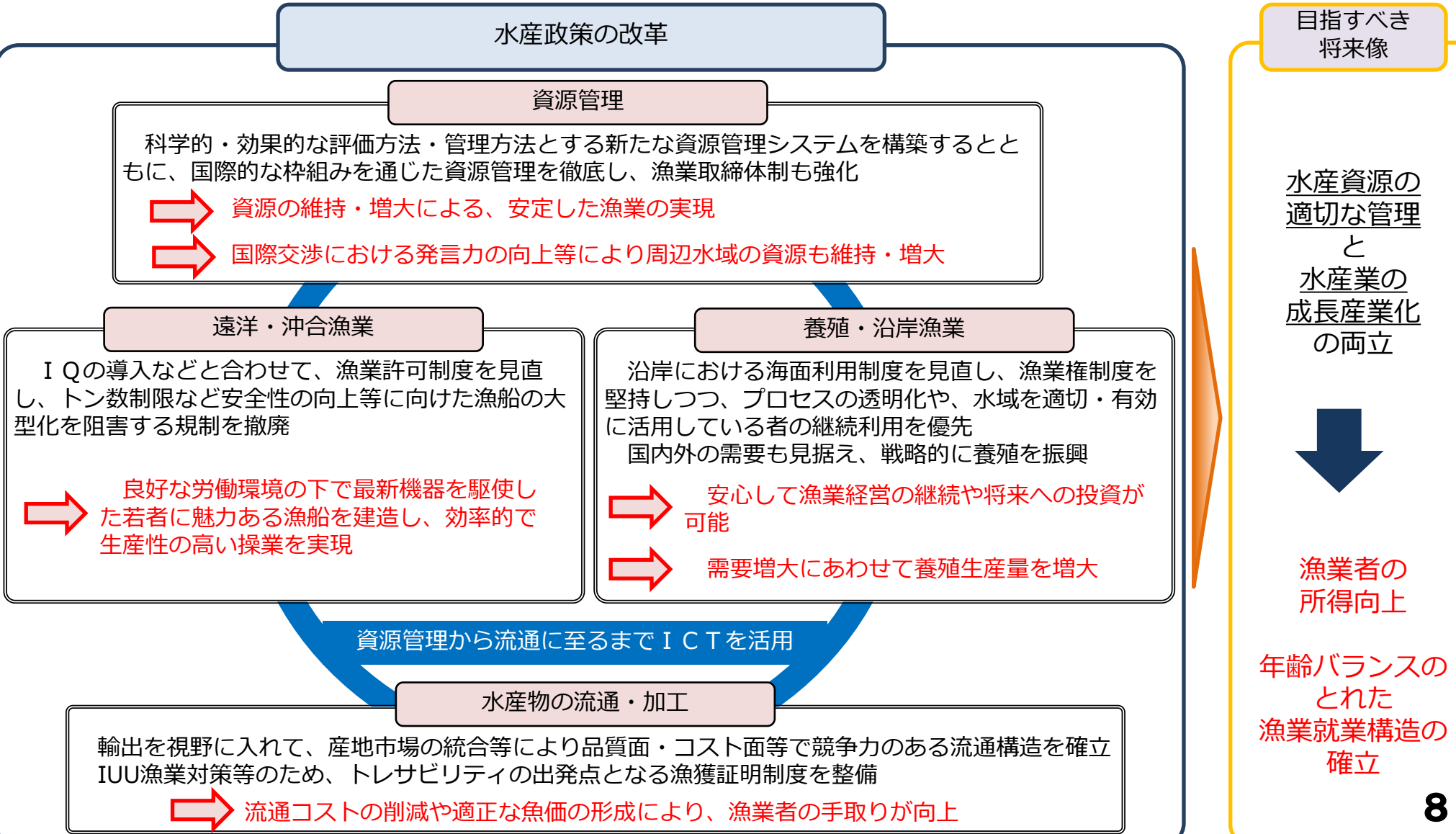
資料: 農林水産省「漁業センサス」(H15、20、25年)、「漁業就業動向調査」(H21~24、26~28年)  
 注: 1) ( )内は漁業就業者の合計を100%とした構成割合(%)である。  
 2) 2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまで含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。

資料: 水産庁調べ  
 注: 1) 指定漁業のうち、大型捕鯨業、小型捕鯨業及び母船式捕鯨業を除く。  
 2) 大中型まき網漁業については、附属船を含む。



# 5. 水産政策の改革の全体像

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。



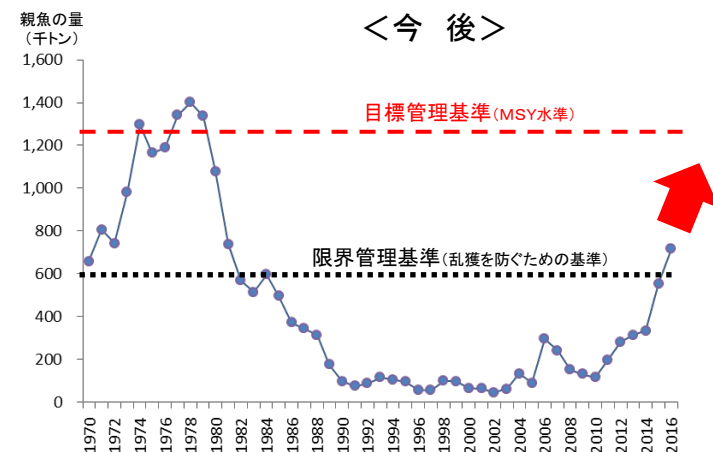
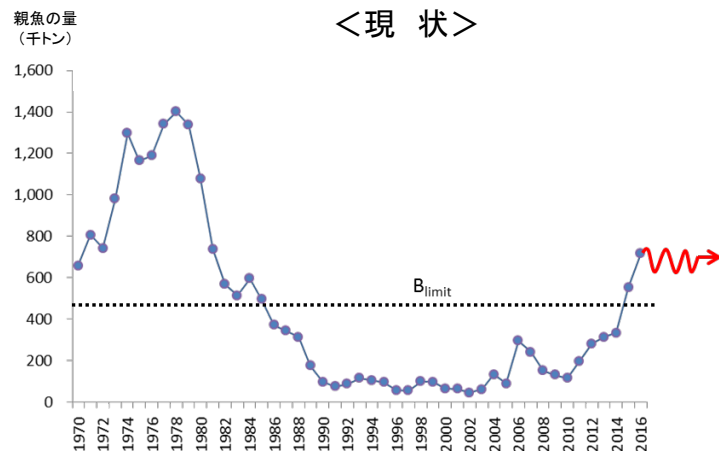
## 6. 水産政策の改革 - 資源管理① (資源管理目標の設定)

- 日本では、主要種について、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量水準(Blimit)の維持・回復を目指した管理を実施。
- 米国・EUでは、乱獲を防ぐための基準の設定に加え、水産資源をMSY(最大持続生産量)を実現する水準(MSY水準)に維持・回復させることを目標とする管理を実施。米国では、乱獲状態にあると評価された資源については、原則10年以内にMSY水準まで回復させるための計画を定めて実行。  
こうした管理により、長期的な資源量の増加等による、水産資源の更なる有効活用を図っている。
- 今後は、MSY水準を資源管理の目標(目標管理基準)とし、目標管理基準に水産資源を維持・回復すべく漁獲可能量(TAC)を決定。また、乱獲状態にあると評価された資源については、MSY水準まで回復させるための計画を定めて実行。(第11条、第12条、第15条)

### <MSY(最大持続生産量)>

現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量

(現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値)



基準値を上回った場合に目指す資源水準がない。

資源水準をMSYを実現する水準に回復・維持させる目標を設定。これにより、資源の状況によっては、短期的に漁獲抑制が必要となる場合もあるが、**長期的には資源量の増加、安定した採捕による資源の更なる有効活用が促進。**

# 6. 水産政策の改革 - 資源管理② (IQの導入)

- TACの管理を漁獲量の総量の管理により行った場合、早獲り競争に陥りやすく、特定の漁業者の採捕により他の漁業者の採捕を停止するなど不公平を生じさせる側面がある。
- TACの管理の手法の1つである漁獲割当て(IQ方式)は、あらかじめ個々の漁業者の漁獲可能な数量が明確になることから公平性が担保され、①無用な競争や海上でのトラブル回避、②効率的な操業や経営の安定など、多面的な効果があると見込まれる。
- 一方、獲り残しを防止する観点からIQの移転は有効であるが、自由に移転することができることとした場合、一部の漁業者への集約による漁業者の減少等といった問題もある。
- 今後、農林水産大臣又は都道府県知事は、準備が整った管理区分から漁獲実績等を勘案して船舶等ごとにIQを設定する制度を措置。ただし、IQの移転は、船舶の譲渡など一定の場合に限定し、認可を受けなければならない。(第17条、第22条)

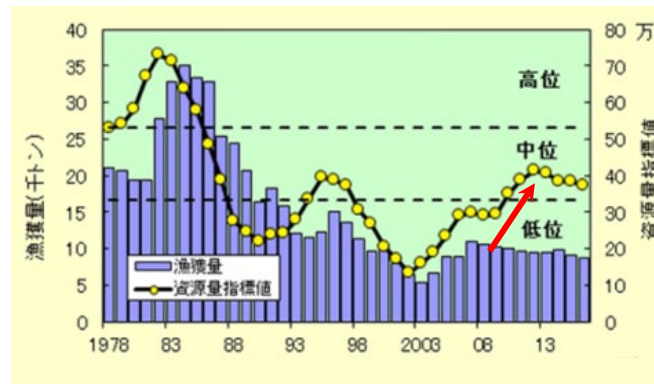
## TACを管理する手法

## IQ導入の事例

| 区分             | 内容  |
|----------------|---|
| 非個別割当方式        | 漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの |
| 個別割当(IQ)方式     | 漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの                              |
| 譲渡性個別割当(ITQ)方式 | IQ方式のうち、IQを他の漁業者に、船舶の譲渡等にかかわらず自由に譲渡又は貸付けができるようにしたもの                                 |

日本海ベニズワイガニ漁業では、平成19年(2007年)漁期からIQを導入。(注:漁業法に基づき導入)

採捕規制(雌の採捕禁止、甲殻9cm以下の雄の採捕禁止)や漁具規制(網目制限など)などと組み合わせることで、資源状態が改善し、年間を通じた安定的な水揚げを実現。



<自由なIQの移転を認めた場合の問題点>

- IQが一部の漁業者に集積され、漁業者の減少や漁村に悪影響を及ぼす
- 操業実態の無い者による投機的な売買の対象になってしまう 等

# 7. 水産政策の改革 - 漁業許可① (漁船のトン数制限)

- 漁業の許可に当たり、総漁獲量をコントロールする目的で、事前に漁業毎に漁船の総トン数(＝漁船の大きさ)と総トン数別の隻数等を定めている漁業種類(指定漁業等)がある。
- こうした制度の下では、漁労機器の性能向上等により総漁獲量は増加する傾向にあることから、許可の際に講ずる資源管理措置の効果には限界があり、また、生産コストの削減、安全性・居住性・作業性の向上、漁獲物の鮮度保持等に向けた漁船の大型化に支障。
- 今後は、操業期間の制限等により漁業調整上支障がない場合、漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船については、船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。(第43条)(知事許可も同様)

## <従来の漁業別の総トン数>

### ① 指定漁業

- ・ 沖合底びき網漁業 (15～170トン)
- ・ 以西底びき網漁業 (160～170トン)
- ・ 大中型まき網漁業 (15～770トン)
- ・ 遠洋かつお・まぐろ漁業 (120～600トン)
- ・ 近海かつお・まぐろ漁業 (10～120トン)
- ・ 北太平洋さんま漁業 (10～200トン)
- ・ いか釣り漁業 (80～440トン) 他

### ② 特定大臣許可漁業

- ・ ずわいがに漁業 (10～120トン)
- ・ 東シナ海等かじき流し網漁業 (10～200トン)
- ・ 東シナ海はえ縄漁業 (10～20トン) 他

注1: 括弧内は実操業船のトン数規模 注2: 漁業種類によって、トン数階層を細分化

## <トン数制限の性格>

漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとして船舶の総トン数にとらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方(漁船の大きさは、魚倉容積、積載漁具、曳網能力を反映)。

## <従来の指定漁業の規制事項>

### ■許認可の公示

漁業の方法、船舶の総トン数、総トン数別の隻数、操業区域

### ■許可の制限条件

操業区域、操業期間、漁業の方法等

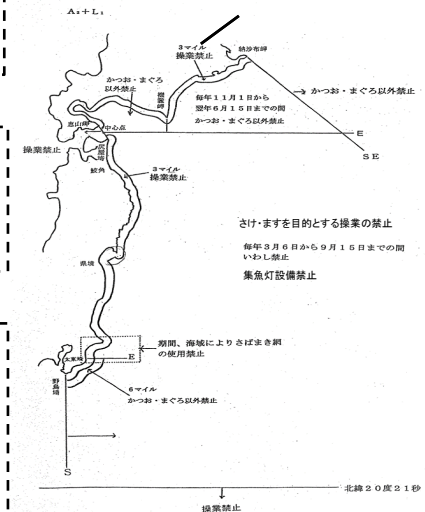
### ■指定省令

体長制限、操業区域・期間、漁具・漁法、漁獲物の陸揚港・転載等

### ■協定、団体間の申し合わせ等

局地的な操業区域、操業期間、操業時間(昼間禁止)、投網回数、魚倉容積、一斉休漁日等

(例: 大中型まき網漁業の規制)





従来の349トンから760トンに大型化し、生産性を高めた海外まき網漁船



乗組員の居住室の拡大



インターネット環境の整備

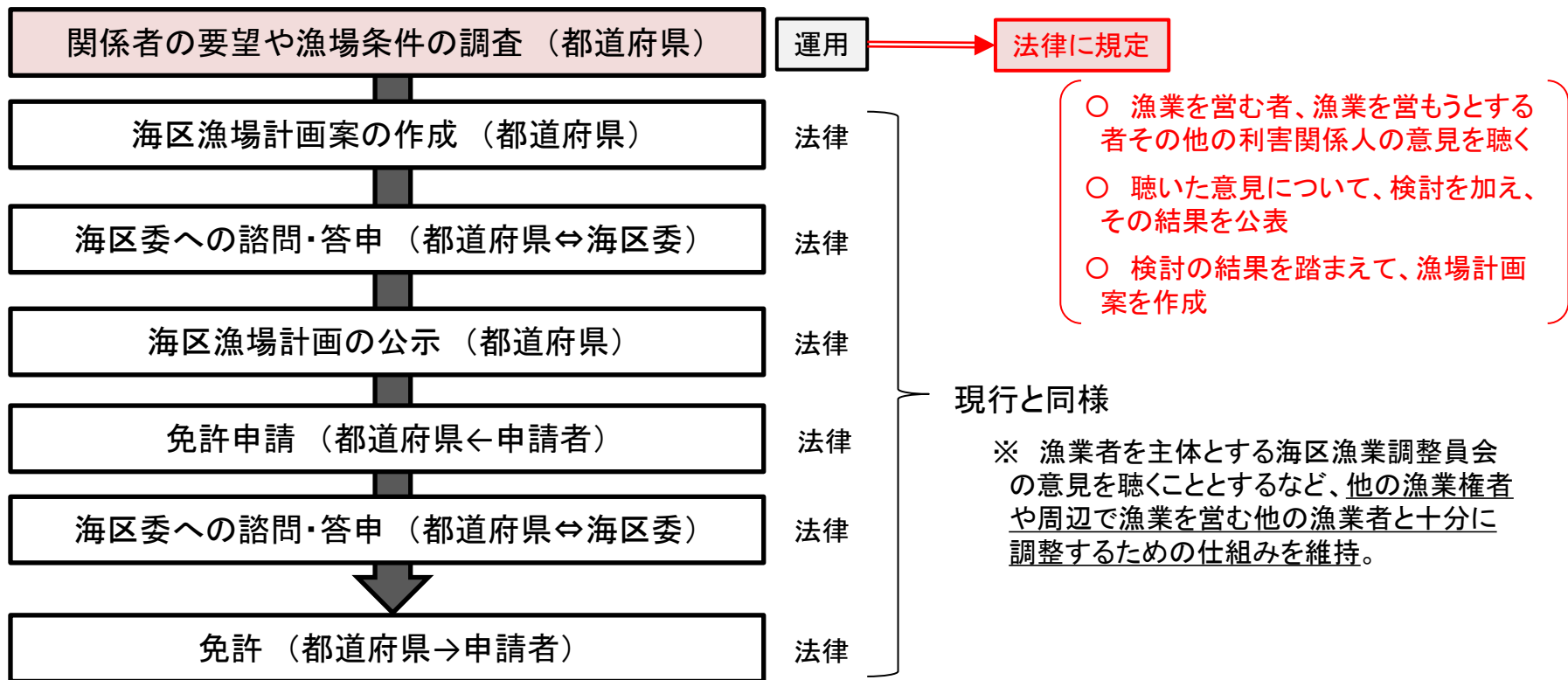


ヘリコプター搭載による効率的な操業

# 8. 水産政策の改革 - 海面利用制度① (免許までのプロセスの見直し)

- 都道府県は、立体的・重複的に利用されている水面を最大限に活用し、漁業生産力を発展させるため、漁業権の免許に先立って、事前に免許の内容等(漁場の区割り、漁業種類、漁業時期、免許予定日、申請期間等)を定めた計画(いわゆる「漁場計画」)案を策定。
- 都道府県は、あらかじめ、その必要と考える範囲の関係者(地元漁業者など)から要望を聴いた上で、計画案を策定。その後、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、決定・公示。
- 今後は、現行のプロセスを維持した上で、免許のプロセスを透明性を向上させるため、関係者からの要望聴取・その結果の公表を法律で義務づけ。(第64条)

## 免許のプロセスに係る変更点



# 8. 水産政策の改革 - 海面利用制度②（免許の優先順位の見直し）

- 従来の制度は、法律で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定。
- 本制度は、自ら漁業を営まない者による漁場利用の固定化の防止に寄与してきた反面、漁業権の存続期間満了時に、優先順位の高い別の者が申請してきた場合には、現に漁業を営んでいる既存の漁業権者が再度免許を受けられないこととなるため、経営の持続性・安定性を阻害しかねない状況。
- 今後は、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者については、優先して免許。（第73条）

|                                 | 従 来  | 今 後   |
|---------------------------------|--|---|
| 共同漁業権                           | 漁協(管理)   | 漁協(管理)  |
| 定置漁業権                           | 漁業者<br>①地元漁民世帯の7割以上を含む法人<br>②地元漁民の7人以上で構成される法人<br>③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者<br>以下14位まで法定   | 漁 業 者<br><br><b>漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許</b><br><b>(上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)</b>                           |
| 区画漁業権                           | 漁業者<br>(真珠養殖業)<br>①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者<br>②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者<br>以下6位まで法定<br>(真珠養殖業以外)<br>①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民<br>②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民<br>以下36位まで法定 | 団体漁業権 : 漁協(管理)<br>個別漁業権 : 漁 業 者<br><br><b>漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許</b><br><b>(上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)</b> |
| 特定区画漁業権<br>(漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定) | 漁協(管理)・漁業者<br>①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。)<br>②地元漁民世帯の7割以上を含む法人<br>③地元漁民の7人以上で構成される法人<br>以下39位まで法定   | ※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定。  |

# 8. 水産政策の改革-海面利用制度③ (区画漁業権の設定・免許の流れ)

